



法務省民二第310号

平成26年6月11日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

(公 印 省 略)

租税条約等に基づく外国租税に係る滞納処分による差押え等の登記の囑託について (依命通知)

標記について、別紙甲号のとおり国税庁長官から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



徴 徴 4 - 2
平成 26 年 5 月 30 日

法務省民事局長 殿

国 税 庁 長



租税条約等に基づく外国租税に係る滞納処分による
差押え等の登記の嘱託について（照会）

租税条約等による相手国等からの徴収の共助の要請に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）第 11 条第 4 項において準用する国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）等の規定により、我が国が外国租税債権を徴収する場合、又は徴収のための財産の保全をする場合の差押え等の登記の嘱託について、別添の取扱いで差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合は、その旨を貴管下の法務局及び地方法務局に周知いただくようお取り計らい願います。

徴収共助における差押え等の登記の嘱託

1 徴収共助の概要

徴収共助は、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が互いに相手国の租税債権を徴収していこうとする枠組みである。

我が国については、一般的な租税を対象とする包括的な徴収共助の規定が設けられている多国間条約（租税に関する相互行政支援に関する条約（平成 25 年条約第 4 号。以下「税務行政執行共助条約」という。））の締結が国会で承認され、平成 25 年 10 月 1 日に発効した。

また、同様の徴収共助の規定が設けられた二国間の租税条約についても、ニュージーランドとの新租税条約が発効するなど、今後、対象国が拡大することが見込まれる。

なお、徴収共助に関する国内法については、平成 24 年度の税制改正において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）などが一部改正され、平成 25 年 7 月 1 日から施行されている。

2 我が国における外国租税の徴収の手続

相手国等からの徴収共助の要請に基づき我が国が外国租税を徴収する場合は、我が国における国税の徴収と同様に行うこととされている（税務行政執行共助条約第 11 条 1）。

そのため、外国租税を徴収するための不動産の差押え、参加差押え及び公売についても、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）の規定の準用により、国税の徴収と同様の手続により差押え等の登記を嘱託することになる（租税条約等実施特例法第 11 条第 4 項において準用する国税徴収法第 68 条など）。

（参考）外国租税には優先権が付与されない（税務行政執行共助条約第 15 条）など、我が国の国税の徴収と異なる取扱いをする場合がある。

3 外国租税の徴収に係る差押え等の登記の嘱託

外国租税を徴収するための不動産の差押えは、原則として、国税局長が行うこととしている（租税条約等実施特例法第 11 条第 1 項）。

この場合の外国租税の債権者はあくまでも相手国等であって、我が国の国税局長は、いわば相手国等から外国租税の徴収を委託された執行機関と位置付けられる。

そのため、国税局長がする外国租税の徴収に係る滞納処分の登記の嘱託については、嘱託者は国税局長、権利者は相手国等として、次の様式により行うこととしたい。

- (1) 差押えの登記の嘱託を行う場合（別紙1）
- (2) 参加差押えの登記の嘱託を行う場合（別紙2）
- (3) 差押え（参加差押え）の抹消の登記の嘱託を行う場合（別紙3）
- (4) 公売による所有権移転の嘱託をする場合（別紙4）

(差押の例)

登記嘱託書 兼 登記原因証明書

登記の目的 差押【注1】
 原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇国税局差押(租税条約等に基づく相手国等の租
 税の徴収(又は徴収のための財産の保全))
 権利者 アメリカ合衆国【注2】
 義務者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇
 平成〇〇年〇〇月〇〇日嘱託 〇〇法務局(又は地方法務局) 〇〇支局(又は出張所)
 嘱託者 〇〇国税局
 〇〇国税局長 〇〇 〇〇 印
 連絡先の電話番号 〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇〇
 担当者 〇〇係 〇〇 〇〇
 登録免許税 登録免許税法第5条第11号
 不動産の表示 別紙記載のとおり【注3】

登記原因証明情報【注4】

〇〇国税局長は、アメリカ合衆国からの共助対象外国租税の徴収の共助(又は共助対象外国租税
 の徴収のための財産の保全の共助)の要請に基づき、平成〇年〇月〇日、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁
 目〇番〇号〇〇〇〇の共助対象外国租税を徴収(又は共助対象外国租税の徴収のために財産を保全)
 するため、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第11
 条第4項において準用する国税徴収法第47条第1項(又は第159条第1項など)の規定により、
 別紙記載の不動産【注5】を差し押さえた。

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇国税局長 〇〇 〇〇 印

別紙

不動産の表示

所 在 ○○市○○町○丁目
地 番 ○番○
地 目 ○○
地 積 ○○・○○平方メートル

所 在 ○○市○○町○丁目○番地○
家屋番号 ○番○
種 類 ○○
構 造 ○○造○○ぶき 2階建
床面積 1階 ○○・○○平方メートル
2階 ○○・○○平方メートル

- 【注1】この様式は、租税条約等により相手国等から要請を受けた徴収共助（又は保全共助）を実施するために、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第11条第4項において準用する国税徴収法第68条第3項に基づき、国税局長が、共助対象外国租税を徴収（又は共助対象外国租税の徴収のために財産を保全）するための差押えの登記を嘱託する場合に使用する。
- 【注2】国名の表記は、要請国と我が国との間の租税条約の和文名称による。ただし、我が国と租税条約が締結されていない国については、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の別表第一の国名の表記による。
- 【注3】不動産番号を記載することにより別紙の添付を省略することができる。
- 【注4】登記嘱託書と登記原因証明情報を別葉で作成することとしても差し支えない。
- 【注5】「不動産の表示」において、不動産番号を記載したときは、「上記不動産の表示欄記載の不動産」と記載する。

(参加差押の例)

登記嘱託書 兼 登記原因証明書

登記の目的 参加差押【注1】
 原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇国税局参加差押(租税条約等に基づく相手国等の租税の徴収(又は徴収のための財産の保全))
 権利者 アメリカ合衆国【注2】
 義務者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇
 平成〇〇年〇〇月〇〇日嘱託 〇〇法務局(又は地方法務局) 〇〇支局(又は出張所)
 嘱託者 〇〇国税局
 〇〇国税局長 〇〇 〇〇 印
 連絡先の電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
 担当者 〇〇係 〇〇 〇〇
 登録免許税 登録免許税法第5条第11号
 不動産の表示 別紙記載のとおり【注3】

登記原因証明情報【注4】

〇〇国税局長は、アメリカ合衆国からの共助対象外国租税の徴収の共助(又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助)の要請に基づき、平成〇年〇月〇日、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇〇〇の共助対象外国租税を徴収(又は共助対象外国租税の徴収のために財産を保全)するため、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第11条第4項において準用する国税徴収法第86条(又は第159条第9項)の規定により、別紙記載の不動産【注5】に参加差押えをした。

執行機関名 〇〇〇〇〇

差押年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇国税局長 〇〇 〇〇 印

別紙

不動産の表示

所 在 ○○市○○町○丁目
地 番 ○番○
地 目 ○○
地 積 ○○・○○平方メートル

所 在 ○○市○○町○丁目○番地○
家屋番号 ○番○
種 類 ○○
構 造 ○○造○○ぶき 2階建
床 面 積 1階 ○○・○○平方メートル
2階 ○○・○○平方メートル

- 【注1】この様式は、租税条約等により相手国等から要請を受けた徴収共助（又は保全共助）を実施するために、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第11条第4項において準用する国税徴収法第86条第3項に基づき、国税局長が、共助対象外国租税を徴収（又は共助対象外国租税の徴収のために財産を保全）するための参加差押えの登記を嘱託する場合に使用する。
- 【注2】国名の表記は、要請国と我が国との間の租税条約の和文名称による。ただし、我が国と租税条約が締結されていない国については、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の別表第一の国名の表記による。
- 【注3】不動産番号を記載することにより別紙の添付を省略することができる。
- 【注4】登記嘱託書と登記原因証明情報を別葉で作成することとしても差し支えない。
- 【注5】「不動産の表示」において、不動産番号を記載したときは、「上記不動産の表示欄記載の不動産」と記載する。

(差押 (参加差押) 抹消の例)

登記嘱託書 兼 登記原因証明書

登記の目的 差押 (参加差押) 登記抹消【注 1】

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日 解除(租税条約等に基づく相手国等の租税の徴収
(又は徴収のための財産の保全))

抹消すべき登記 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号【注 2】

権利者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

義務者 アメリカ合衆国【注 3】

平成〇〇年〇〇月〇〇日嘱託 〇〇法務局 (又は地方法務局) 〇〇支局 (又は出張所)

嘱託者 〇〇国税局

〇〇国税局長 〇〇 〇〇 印

連絡先の電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第 5 条第 11 号

不動産の表示 別紙記載のとおり【注 4】

登記原因証明情報【注 5】

〇〇国税局長は、平成〇年〇月〇日、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 11 条第 4 項において準用する国税徴収法第 79 条 (又は第 88 条など) の規定により、別紙記載の不動産【注 6】にした滞納処分による差押え (又は参加差押え) を解除した。

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇国税局長 〇〇 〇〇 印

別紙

不動産の表示

所 在 ○○市○○町○丁目
地 番 ○番○
地 目 ○○
地 積 ○○・○○平方メートル

所 在 ○○市○○町○丁目○番地○
家屋番号 ○番○
種 類 ○○
構 造 ○○造○○ぶき 2階建
床面積 1階 ○○・○○平方メートル
2階 ○○・○○平方メートル

【注1】この様式は、租税条約等により相手国等から要請を受けた徴収共助（又は保全共助）を実施するために、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第11条第4項において準用する国税徴収法第80条第3項（又は第88条第2項）の規定に基づき、国税局長が、差押（参加差押）の抹消の登記を嘱託する場合に使用する。

【注2】抹消する差押（参加差押）登記の受付年月日及び受付番号を記載する。なお、登記の目的欄に、「○番差押（参加差押）登記抹消」のように記載して、抹消する差押（参加差押）登記を順位番号により特定しても差し支えない。

【注3】国名の表記は、要請国と我が国との間の租税条約の和文名称による。ただし、我が国と租税条約が締結されていない国については、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の別表第一の国名の表記による。

【注4】不動産番号を記載することにより別紙の添付を省略することができる。

【注5】登記嘱託書と登記原因証明情報を別葉で作成することとしても差し支えない。

【注6】「不動産の表示」において、不動産番号を記載したときは、「上記不動産の表示欄記載の不動産」と記載する。

(公売による所有権移転・権利抹消の例)

登記嘱託書 兼 登記原因証明書

登記の目的 所有権移転 権利登記抹消 差押登記抹消【注1】

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日 公売(租税条約等に基づく相手国等の租税の徴収
(又は徴収のための財産の保全))

権利者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

抹消すべき登記 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号差押
平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号〇〇権
平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号〇〇権【注2】

義務者 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
所有者 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇権者 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇権者 〇〇 〇〇
差押権利者 アメリカ合衆国【注3】

添付書類 登記原因証明情報(売却決定通知書又はその謄本 配当計算書謄本)【注4】
住所証明書【注5】

平成〇〇年〇〇月〇〇日嘱託 〇〇法務局(又は地方法務局) 〇〇支局(又は出張所)

嘱託者 〇〇国税局
〇〇国税局長 〇〇 〇〇 印
連絡先の電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

課税価格 金〇〇〇〇円【注6】

登録免許税 金〇〇〇〇円【注7】

不動産の表示 【注8】

所在 〇〇市〇〇町〇丁目
地番 〇番〇
地目 〇〇
地積 〇〇・〇〇平方メートル

(価格 金〇〇〇〇円)【注6】

所 在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
家屋番号 〇番〇
種 類 〇〇
構 造 〇〇造〇〇ぶき2階建
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル
2階 〇〇・〇〇平方メートル

(価格 金〇〇〇〇円)【注6】

- 【注1】この様式は、租税条約等により相手国等から要請を受けた徴収共助を実施するために、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第11条第4項において準用する国税徴収法第89条の規定に基づき、国税局長が、差押財産を換価するための公売を行った場合において、不動産登記法第115条により、その公売による権利の移転等の登記を嘱託するときに使用する。
- 【注2】租税条約実施特例法第11条第4項において準用する国税徴収法125条の規定により、換価に伴い消滅する権利に係る登記の受付年月日、受付番号及び権利の名称を記載する。
- 【注3】国名の表記は、要請国と我が国との間の租税条約の和文名称による。ただし、我が国と租税条約が締結されていない国については、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の別表第一の国名の表記による。
- 【注4】租税条約実施特例法施行令第7条第1項において準用する国税徴収法施行令46条の規定により、売却決定通知書若しくはその謄本又は配当計算書の謄本を提供する。
- 【注5】買受人から住所証明書の提出に代えて、住民基本台帳法第7条第13号に規定する住民票コードの提供を受けたときは、当該住民票コードを記載することにより、住所証明書の添付を省略することができる（不動産登記令第9条）。
- 【注6】課税標準の金額を記載する（不動産登記規則第189条第1項）。不動産が二以上ある場合は、この記載に加えて、不動産の表示欄に記載した不動産ごとに課税標準の金額を記載する。
- 【注7】不動産登録免許税を記載する（不動産登記規則第189条第1項及び登録免許税法別表第1一（二）ハ）。なお、換価に伴い消滅する権利に係る抹消の登記の登録免許税は、登録免許税法第5条第11号により要しない。
- 【注8】不動産番号を記載することにより、土地の所在、地番、地目及び地積並びに建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積の記載を省略することができる。

法務省民二第309号

平成26年6月11日

国税庁長官 殿

法務省民事局長

租税条約等に基づく外国租税に係る滞納処分による差押え等の登記の嘱託について（回答）

本年5月30日付け徴徴4-2をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。